

「パブリックコメント制度」提出意見に対する考え方

1 案件名	越前市協働ガイドライン2008年度版(案)
2 実施日	平成20年2月15日～平成20年3月6日
3 趣旨	<p>国や地方の役割が見直され、新しい地方自治が求められており、個人の価値観や生活の多様化によって市民が行政に求めるサービスも複雑で高度なものになっています。</p> <p>こうした状況のなか、行政のみで公共サービスを担うのではなく市民と協働し、よりよい地域社会を築くことが必要となってきました。</p> <p>越前市の総合計画では「自立と協働」を基本理念としています。</p> <p>また、市では市民と行政が力を合わせて、自らの責任で自立したまちを作っていくための基本理念を定めた『越前市自治基本条例』を制定しています。</p> <p>ガイドラインではこの理念を具体化し、協働とは、誰が何をどのように行うかを実践的に解説し、具体的な手順を示し、確実に協働が推進されることを目的として策定されます。</p> <p>委員会で審議したガイドライン(案)についてパブリックコメントを実施し、市民の皆さんから寄せられたご意見を反映させることで、よりよいガイドラインの策定を目指しています。</p>
4 意見件数	4件

意見に対する考え方

	意見概要	考え方・対応
1	<p>なぜ協働という手法が必要なのかという本ガイドラインの根幹となる部分で、「分権」「市民ニーズの多様化」「急激な社会変化」そして「財政難」を理由に掲げている。</p> <p>言い返せば、急激な社会変化がなく、財政的にも問題がなければ、協働は必要ではないということなのか。</p>	<p>「市民の、市民による、市民のための」という民主主義の考えが定着してこなかった日本では協働という考えが希薄でしたが「分権」「市民ニーズの多様化」「急激な社会変化」「財政難」などの環境の変化により協働という手法が重要視されるようになってきたともいえます。</p> <p>越前市には、市民と行政の協働によ</p>

	<p>本ガイドラインで多数引用されていると思われる「横浜コード」では、はっきりと「市行政が公共的課題を解決するため」ということが明確に打ち出されている。</p> <p>本ガイドラインで、越前市としての明確な必要性を打ち出すべき。</p>	<p>るまちづくりの理念を示した「越前市自治基本条例」が制定されています。今回のガイドラインはその理念に基づき、協働の意義・効果・手順などを示しています。</p> <p>ご意見の協働の必要性についてはガイドラインの冒頭部分で述べています。</p>
2	<p>本文中に「市民の行政依存体・・・」という文言がいくつか入っていたが、非常に行政主体の考え方であり、問題の本質を何も議論も、追及もされていないように思われる。</p> <p>この現象(行政依存体質)は、これまで行政自体が市民参加の道を狭く閉ざしてきた経緯から生まれたものであり、これを住民側の課題と位置づけることは、まさに「行政的」である。</p>	<p>これまでは課題解決にあたって市民はともすると行政へ要望・陳情し全てを行政に任せようとするものが多かったので、その姿勢を行政依存と表現しましたが、その原因が行政にあることもご意見のとおりです。</p> <p>このガイドラインは市民の目線で作られていて、「依存体質・・・は」の記述は、市民の率直な反省を述べていますが、ご意見をふまえ、P 4の8行目から13行目までの6行を「市民が自律して、市民活動に自ら進んで参画するとともに、行政にあっても市民の希求するところを公平に受け止めて、相互の資源を持ち寄り、協力し、連携し、補完し合うことが、今、最も重要な両者の責務であることを確認し、積極的に行動しなければなりません。</p> <p>両者の持つ人的あるいは組織的な背景の違い、協働を進めるための情報やニーズを収集する手段における違いなどを十分に理解しあい、それぞれの持つ能力に応じて収集された情報、ニーズを分析し、組み合わせ、加工してよりの確な行動に反映させることが重要</p>

			<p>です。</p> <p>このような活動において、市民と行政は互いに対等な関係にあることが基本です。</p> <p>」と改めます。</p>
3		<p>「市民」の位置づけとして、「事業所」の記述をていねいに。事業所と行政は発注者と受注者という関係しかなかったものが、「企業社会貢献」という位置づけで、現在社会では「市民」としての位置づけに含まれるようになってきている。その点からも「協働」という考え方では重要なパートナーといえる。</p>	<p>事業者は協働の担い手として重要であり、ガイドラインでは協働の担い手としての市民の中に位置付けています。</p> <p>多くの企業は「顧客」「社員」「株主」そして「地域」によって生かされていることを経営理念にもっています。このことをどのように具現化するかは企業により異なります。</p> <p>従って一律に企業社会貢献を位置付けることは、経営権にも関わることなので慎重に扱うべきです。現状においても企業は環境、健康、文化などの面においても協働に努めています。</p> <p>企業との協働は、検討を要する重要な課題であり、今回の委員会では議論不足でしたので、今後、ガイドライン改訂時に検討します。</p>
4		<p>本文中での「市民」の位置づけに一貫性を。</p>	<p>行政のパートナーである市民とは個々の市民をはじめ、自治振興会、町内自治組織等の地縁型組織、NPO法人、市民活動団体、公益法人、事業所と記載しています。</p>

* その他にも語句の使い方、言い回しなどのご意見がありましたので、検討し手直しをしました。